

荒川左岸ブロック流域治水検討分科会 規約

(名称)

第1条 本分科会は、「荒川左岸ブロック流域治水検討分科会」（以下「分科会」という）と称する。

(目的)

第2条 本分科会は、芝川流域、菖蒲川流域、笹目川流域、鴨川流域及び江川流域の5つの流域からなる荒川左岸ブロックにおいて、国、県、関係市が連携し、流域治水の具体的な取組を協議することを目的とする。

(分科会の構成)

第3条 分科会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 分科会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 分科会には、オブザーバーとして関係機関等に参加させることができる。

(分科会の実施事項)

第4条 分科会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 荒川左岸ブロックで行う流域治水の全体像及び具体的な取組を協議する。
- 二 分科会での協議内容を、協議会に共有することにより、協議会全体の流域治水の推進に資するものとする。

(会議の公開)

第5条 分科会は原則として公開とする。ただし、協議内容によっては、非公開とすることができる。

(分科会議事等の公表)

第6条 分科会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、分科会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 分科会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 分科会の事務局は埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

(部会)

第8条 分科会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に当たっては、別途規約を定めることとする。

3 部会は、分科会の構成員及び構成員が属する組織の者により構成する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、分科会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和6年9月30日から施行する。

別表

さいたま市長	埼玉県 県土整備部長	
川口市長	埼玉県 都市整備部長	
鴻巣市長	埼玉県 下水道局長	
上尾市長	埼玉県 農林部長	
蕨市長	国土交通省 関東地方整備局	荒川上流河川事務所長
戸田市長	国土交通省 関東地方整備局	荒川下流河川事務所長
桶川市長		
北本市長		